

令和6年度豊島区立図書館の特別整理期間に係る休館日について

1. 特別整理期間に係る休館日について

(1) 根拠規定

豊島区立図書館設置条例第4条（別表第2「1年のうち15日以内で教育委員会が別に定める期間」）による。

(2) 休館期間

- ・駒込図書館 令和6年5月14日（火）～令和6年5月15日（水） 2日間
- ・上池袋図書館 令和6年5月20日（月）～令和6年5月21日（火） 2日間
- ・池袋図書館 令和6年5月27日（月）～令和6年5月28日（火） 2日間
- ・目白図書館 令和6年6月 4日（火）～令和6年6月 5日（水） 2日間
- ・千早図書館 令和6年6月11日（火）～令和6年6月14日（金） 4日間
- ・巣鴨図書館 令和6年6月17日（月）～令和6年6月20日（木） 4日間
- ・中央図書館 令和6年6月24日（月）～令和6年6月30日（日） 4日間

※休館日順。なお、中央図書館のうち1日（6月28日 金）は館内整理日による休館

(3) 休館理由

上記期間において、豊島区立図書館（7館）の資料特別整理（曝書）を行うため

(4) 休館により停止するサービス

- ・資料の貸出、予約、貸出期間の延長
ただし、各館に設置しているブックポストによる返却は可能
- ・その他、館内におけるサービス全般
※休館中は、資料の取り置き期限、貸出期間を自動的に延長する。

2. 国民の休日に係る館内整理日の変更について

変更を要する館内整理日はない。

参考 豊島区立図書館設置条例（抜粋）

（開館時間及び休館日）

第 4 条 館の開館時間及び休館日は、[別表第 2](#) のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表第 2（第 4 条関係）（平 27 条例 46・追加）

休館日		豊島区立中央図書館	豊島区立巢鴨図書館 豊島区立池袋図書館 豊島区立目白図書館	豊島区立千早図書館 豊島区立駒込図書館 豊島区立上池袋図書館
	年始	1 月 1 日から同月 4 日まで		
	年末	12 月 29 日から同月 31 日まで		
	定期休館日	毎月第 2 月曜日	毎月第 1 月曜日	毎月第 1 火曜日
	館内整理日	毎月第 4 金曜日（ただし、その日が国民の休日に当たるときは、委員会が別に定める日）		
	特別整理期間	1 年のうち 15 日以内で委員会が別に定める期間		